

豚熱感染確認区域における野生いのししのジビエ利用に係る豚熱検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」(令和3年(2021年)4月農林水産省農村振興局・消費・安全局)に基づき、奈良県内の豚熱感染確認区域で捕獲された野生いのししをジビエ利用する際に必要な事項を定めることにより、野生いのししのジビエ利用において家畜防疫の観点から豚熱ウイルスの拡散防止を図るものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 豚熱感染確認区域 豚熱に感染した野生いのししを確認した地点から半径10km圏内の区域をいう。
- (2) サーベイランス 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき実施する野生いのしし浸潤状況調査をいう。
- (3) 手引き 「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」(令和3年(2021年)4月農林水産省農村振興局・消費・安全局)をいう。
- (4) 解体処理 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」(厚生労働省公表)に基づき、食用の目的で、捕獲された野生いのししを解体する作業をいう。
- (5) 事業者 解体処理を行う事業者をいう。
- (6) 処理加工施設 事業者が解体処理を行うために必要な施設をいう。
- (7) 遺伝子検出検査 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和4年12月23日付け4消安第5192号農林水産省消費・安全局長通知)に規定する遺伝子検出検査(血液を用いたPCR検査又はリアルタイムPCR検査に限る。)をいう。
- (8) 検査機関 奈良県家畜保健衛生所及び外部検査機関(豚熱及びアフリカ豚熱の検査を行う機関・施設であって、県関係機関、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門及び国立研究開発法人国立環境研究所以外の機関・施設をいう。)をいう。

(処理加工施設の申請)

第3条 手引きに基づき、県内の豚熱感染確認区域で捕獲された野生いのししをジビエ利用しようとする事業者は、豚熱感染確認区域内野生いのししのジビエ利用に係る処理加工施設承認申請書(様式第1号)により知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者及び処理加工施設の概要（様式第1号別紙1）
- (2) 豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表（様式第1号別紙2）
- (3) 食品衛生法の許可証の写し

（処理加工施設の承認要件）

第4条 前条第1項の規定による申請をした事業者は、承認を受けるに当たっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 県内に処理加工施設を有する事業者であること。
- (2) 当該処理加工施設が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を取得したものであること。
- (3) 手引きを遵守するために必要な設備及び体制が整備されていること。

（処理加工施設の承認）

第5条 知事は、第3条第1項に規定する申請書等の提出があったときは、当該申請書等について内容の確認を行い、前条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認められるときは、処理加工施設の現地確認及びヒアリングを実施する。この場合において、現地確認及びヒアリング並びに立入検査時チェックシート（別添1）により、当該処理加工施設において確実に消毒等の措置が実施可能であることが確認できたときは、第3条第1項の規定による申請をした事業者に対し承認書（様式第2号）を交付することにより、承認するものとする。

（処理加工施設の変更事項又は廃止の届出）

第6条 第5条の規定による承認を受けた事業者（以下「承認事業者」という。）は、申請内容の変更をしたときは、その変更の事実が生じた日から2週間以内に、変更事項（廃止）届出書（様式第3号）に変更内容が確認できる書類及び承認書の写しを添えて、知事に届け出なければならない。ただし、変更事項が豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表（様式第1号別紙2）の履行状況に影響する場合は、事前に県に相談の上、その指示に従うものとする。

- 2 承認事業者が野生いのししのジビエ利用を廃止しようとするときは、廃止前又は廃止から2週間以内に、前項の届出書に前条の承認書の原本を添えて知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第1項の届出書を受理したときは、必要に応じて、処理加工施設の現地確認及びヒアリングを実施し、当該処理加工施設における確実な消毒等の措置に差し支えがないことを確認するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、承認事業者は、事業者等の名称又は処理加工施設の名称若しくは所在地に係る変更をしようとするときは、第1項の届出書を提出の上、第3条の規定により改めて申請をするものとする。

(処理加工施設の承認の有効期限)

第7条 第5条の規定による承認の有効期間は、承認の日から1年間とする。

(処理加工施設の承認の取消し)

第8条 知事は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 承認事業者から提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。
- (2) 手引き又は本要領の規定に違反し、改善を求めてから2週間以内に改善されないとき。
- (3) その他知事が承認を取り消すことが適当と認めたとき。

2 前項の規定により承認を取り消すときは、承認事業者に対し、承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 承認事業者は、第1項の規定により承認を取り消されたときは、速やかに承認書を知事に返納しなければならない。

(処理加工施設の承認の公表)

第9条 事業者は、第3条第1項の規定による申請をしたことをもって、同項の承認を受けた場合においてその名称及び住所、承認番号及び承認期間が県ホームページで公表されることに同意したものとみなす。

(検体採取等)

第10条 承認事業者は、豚熱感染確認区域で捕獲された野生いのししをジビエ利用するときは、遺伝子検出検査に供する検体を採取し、検体に係る情報(ジビエ利用予定の野生いのししの情報(様式第5号)、捕獲された野生いのししの写真及び発見場所の位置情報(地図又は緯度経度情報をいう。)をいう。)を県に連絡し、及び送付した後、当該検体を検査機関へ送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、承認事業者が知事の指導に従わないときは、検査機関は、当該承認事業者が提供した検体の遺伝子検出検査は実施しないこととする。

(検査結果の通知・公表等)

第11条 検査機関は、承認事業者から前条第1項の規定による検体に係る情報の送付を受けた場合は、当該検体の遺伝子検出検査を実施し、その結果を承認事業者及び県担当課

へ連絡するものとする。

- 2 県は、前項の結果を、県内で捕獲された野生いのししの検体に係るサーベイランスの結果とともに県ホームページ上で公表するものとする。

(検査結果に伴う対応)

- 第12条 知事は、承認事業者が送付した検体の検査結果が陽性であった場合は、承認事業者に対し、捕獲野生鳥獣の新規受け入れ中止及び消毒等措置指示書(様式第6号)により、捕獲野生鳥獣の新規受け入れの中止及び消毒措置を指示するものとする。
- 2 前項の規定による指示を受けた承認事業者は、シカその他のいとししと異なる獣種も含めて捕獲個体の新規受け入れを中止するとともに、陽性個体に由来する物品及び当該物品と接触又は接触のおそれがある物品を適切に廃棄し、手引き「3. 陽性確認後の消毒等の具体的対応」に従い、適切に消毒しなければならない。
 - 3 承認事業者は、前項の規定による消毒等の措置の実施について適切に記録するとともに、当該措置の完了後、速やかに消毒等措置完了報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
 - 4 承認事業者は、前項の報告書を県が不足のないことを確認し、受理したことをもって、捕獲個体の新規受け入れを再開することができる。

(検査不適個体の取扱い)

- 第13条 承認事業者は、送付した検体が検査不適となった場合は、当該検体に係る個体を手引きに定める陽性個体と同様に適切に廃棄しなければならない。
- 2 承認事業者が送付した検体が検査不適となったことにより承認事業者に損害が発生した場合は、承認事業者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、県は損害による費用を負担しないものとする。

(処理加工施設の負担区分)

- 第14条 検体採材、資料送付等の本要領に基づく対応に必要な資材のうち、県が支給するもの以外の資材については、承認事業者の負担で用意するものとする。

(処理加工施設の記録の保管)

- 第15条 承認事業者は、手引きに基づき解体処理する野生いのしし1頭ごとに、手引きに定める「施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート」(以下「チェックシート」という。)を作成し、3年間保管しなければならない。
- 2 承認事業者は、県又は関係機関等からチェックシートの提示を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

(情報収集)

第16条 承認事業者は、県ホームページの閲覧等により、捕獲しようとする地域における豚熱発生状況、手引きの改正等に係る情報の収集に努めなければならない。

(外部検査機関の認定)

第17条 外部検査機関は、「野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を外部検査機関へ委託する場合の基本的な考え方について」(令和3年11月22日付け3消安第4354号)及び「野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱検査における外部検査機関認定に関する要件及び確認事項」(別添2)に基づき、豚熱及びアフリカ豚熱の検査の適切な実施が可能であることについて、知事の認定を受けなければならない。

2 知事は、外部検査機関が「野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を外部検査機関へ委託する場合の基本的な考え方について」(令和3年11月22日付け3消安第4354号)及び「野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱検査における外部検査機関認定に関する要件及び確認事項」(別添2)に基づく適切な検査の実施が可能であると認めるときは、奈良県豚熱・アフリカ豚熱外部検査機関リストへ掲載するものとする。

(不測の事態発生時の取扱い)

第18条 不測の事態により、遺伝子検出検査が実施できなくなり、事業者に損害が発生した場合において、県は損害による費用を負担しないものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

立入検査時チェックシート

立入検査日： 年 月 日

加工処理施設名： _____

担当者： _____

立入検査実施者： _____

ジビエ利用の方式： A ・ B ・ C _____

項 目		チェック欄
① 施設 搬入	・ 処理加工施設の敷地内に進入する際には、消毒場所で運搬に使用した車両のタイヤ、タイヤハウス、荷台等を十分に消毒すること。	
	・ 床面等に接触しないように捕獲個体を引き渡すこと。	
	・ 搬入者が施設内に持ち込んだ場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、衣服、長靴等の洗浄・消毒を徹底すること。	
	・ 施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗浄・消毒すること。	
② 受入の 可否	・ 1頭ごとに異常の有無を確認し、捕獲時の状況も踏まえ総合的に判断すること。	
	・ 異常が認められた場合は、受け入れることなく適切に廃棄すること。	
	・ 使用した機械器具等を洗浄・消毒すること。	
③ 個体 管理	・ 個体ごとの管理番号をつける等により捕獲及び運搬時の記録と紐付けることができるようにすること。	
④ 個体の 洗浄	・ 泥等による体表の汚染が著しい個体は、処理加工施設への搬入前に（可能であれば搬入口で懸吊し）、飲用適の流水を用いて体表を十分に洗浄すること。	
⑤ 放血	・ 放血された血液による生体及び他の個体の汚染を防ぐこと。	
	・ 手指や手袋が血液等により汚染された場合は、その都度洗浄・消毒すること。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒すること。 	
⑥ 剥皮	<ul style="list-style-type: none"> ・獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、ナイフを消毒し、ナイフの刃を手前に向けて、皮を内側から外側に切開すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒すること。 	
⑦ 内臓の 摘出	<ul style="list-style-type: none"> ・手指が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱ウイルスが蓄積しやすい頭部や内臓は、適切に廃棄すること。 	
⑧-1 一時保管 (A方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・1頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出ることがなく、他の個体に直接接触しないように、個体全体を合成樹脂製の袋等で包装し、紐等を使って開口部を閉じること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・包材外面は汚染しないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・包材は清潔な場所で保管すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等其他獣種と混在させないこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱陰性結果が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出すること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、豚熱陽性個体を包装された状態で適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うこと。 		

⑧-2 一時保管 (B方式)	<ul style="list-style-type: none"> 施設外の保冷库で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等其他獣種と混在させないこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の保冷库を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わないこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り、搬出すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1個体でも陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うこと。 	
⑧-3 一時保管 (C方式)	<ul style="list-style-type: none"> 処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)に従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷をしないこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 豚熱陽性が確認された場合は、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の全ての真空包装等された製品、解体・加工等作業途中の個体等、施設の一時保管庫までに存在する全ての野生いのししに由来する物品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わないこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲個体1頭ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合は、豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄し、施設備品等の消毒等を行うこと。 	

野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱検査における外部検査機関認定に関する
要件及び確認事項

1 外部検査機関の認定に係る要件及び確認事項について

野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱の検査を適切に実施するため、「野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を外部検査機関へ委託する場合の基本的な考え方について（令和3年11月22日付け3消安第4354号、動物衛生課長通知）」に基づき、外部検査機関の認定に関する要件及び認定方法は下記のとおりとする。

2 外部検査機関認定の要件

①適切な病原体拡散防止対策及び交差汚染防止対策

- ・検査を実施する検査室は、バイオセーフティー水準（BSL）2相当であり、適切な交差汚染防止対策がされていること。

②検査の実効性

- ・保有する検査機器を確認し、必要な検査が可能であること。
- ・十分な検査実績を有し、家畜保健衛生所での検査と同等の検査品質が確保されること。

③検体の受け取り・送付及びその記録

- ・個体及び検査検体の識別が適切に行われること。またその記録が適切に行われること。

④検体の残余分の取扱

- ・再検査等のための検体の確保が適切に行われること。
- ・検体及び検体から得られた遺伝子増副産物、病原体、検査データ等については試験・研究のために県が認める者のみが使用すること。

⑤検査データの保管

- ・検査結果を含むデータは、外部検査機関において3年以上保管されること。

⑥検査の再検証機会の確保

- ・県の要望に基づき、再検査を実施することが可能であること。この場合、県は検査に立ち会うことができること。

⑦汚染時の消毒体制

- ・県の指示により、消毒等を行うこと。また、遺伝子の交差汚染が疑われる場合、県によるクリーンナップ指示により、検査会社による費用負担で除染を行い、再検査を行うこと。

⑧適切な文書管理・精度管理の体制

- ・適切な文書管理・データ管理が行われ、検査について内部精度管理が適切に行われていること。

3 認定の方法

以下の①～⑧を確認することにより、豚熱及びアフリカ豚熱の検査が適切に実施可能であることを、当該外部検査機関から提供される資料、実地確認（他県での実績を踏まえる場合は、農林水産省消費・安全局動物衛生課の確認を得る。）及び当該外部検査機関との契約書等により確認する。

- ①2に定める認定要件を満たしていること。
- ②必要な研修等を実施済みであることを確認していること。
- ③マニュアル、標準作業手順書等が整備されていること。
- ④検査依頼書・結果報告書・結果記録等の文書様式が整備されていること。
- ⑤検査検体の保管体制が整備されていること。
- ⑥アフリカ豚熱検査において陽性だった場合の緊急連絡体制・輸送体制が整備されていること。
- ⑦精度管理の実施状況について県が確認する方法が規定されていること。
- ⑧検査結果の秘密保持が適切に行われること。

様式第1号

豚熱感染確認区域内野生いのししのジビエ利用
に係る処理加工施設承認申請書

年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所
(法人、組織にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、組織にあつては、名称及び代表者の氏名)

豚熱感染確認区域における野生いのししのジビエ利用に係る豚熱検査実施要領第3条第1項の規定により、奈良県内の豚熱感染確認区域で捕獲された野生いのししのうち、遺伝子検出検査により豚熱陰性が確認された個体をジビエ利用したいので、下記の書類を添えて申請します。

また、本申請が承認された場合において県ホームページにて施設名称(又は氏名)、住所、承認番号及び承認期間を公表されることに同意します。

記

添付書類

- 1 申請者及び処理加工施設の概要(別紙1)
- 2 豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表(別紙2)
- 3 食品衛生法の許可証の写し

申請者及び処理加工施設の概要

【申請者概要】		
氏名又は名称		
住所	〒	
代表者職・氏名		
担当者職・氏名		
連絡先 (検査結果等の通知の連絡先となります)	TEL	
	FAX	
	E-mail	
【処理加工施設概要】		
処理加工施設の名称		
処理加工施設の所在地	〒	
処理加工施設の敷地面積		
年間計画野生いのしし処理頭数		
過去 5 年間の野生いのしし処理頭数実績 (年度締め)		
主な受入時期		
主な受入地域		
食品衛生法許可取得年月日		
豚熱陽性個体の廃棄方法		

<p>処理加工施設の平面図</p>	<p>※検査結果判明前の個体を一時保管する専用保管庫（一時保管庫）及びその他の保管庫の位置関係がわかるように記載してください。 ※処理施設の図面がない場合は、手書きによる記入でも構いません。</p>
<p>一時保管庫の写真</p>	
<p>一時保管庫の規格（容量等）</p>	

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表

I 捕獲から処理加工施設への搬入までの取扱い

次により対応する。若しくは捕獲者に次により対応するよう求める。

I-1 捕獲から止め刺し

- 防護服等を適切に着用して作業する。
- 使用器具等は、野生いのししに関する捕獲作業専用にする。
- 止め刺しに使用する器具は、1頭ごとに十分に消毒する。
- 使用した器具は、十分に消毒する。
- 止め刺しした地点の周囲を十分に消毒する。
- 外見や挙動に異常がみられる個体については、処理施設に持ち込まない。
- 捕獲しようとするエリアにおける豚熱発生状況の的確な情報収集に努める。
- 捕獲作業後は当面の間、養豚関連施設へ立ち入らない。

I-2 捕獲場所等で放血する場合の対応

- 放血した血液による生体及び他の個体の汚染を防ぐ。
- 手指や手袋が血液等で汚染された場合は、その都度洗浄・消毒する。
- 捕獲個体に直接接触するナイフ、その他機械器具については、1頭を処理するごとに洗浄・消毒する。
- 放血した地点の周囲を十分に消毒する。

I-3 捕獲個体の処理

- 1頭ごとに厚手のビニール袋やブルーシート等で二重に包み、ビニールテープやガムテープで留める等の措置を行い、血液や糞便等が漏れ出さないようにする。
- ビニール袋やブルーシートの表面を十分に消毒し、地面に接触しないようソリ等を使用して運搬する。
- 使用した器具は、十分に消毒する。

I-4 捕獲個体の運搬

- 運搬する前に再度、血液や糞便等が漏出していないか確認する。
- 車両の荷台等に、汚染防止のためのブルーシート等を敷く。
- 捕獲個体を包んだブルーシート等を再度消毒してから積み込む。

- 車両は、土や汚れが付いた部分を中心に消毒する。

II 処理加工施設への搬入

次により対応する。若しくは捕獲者に次により対応するよう求める。

- 処理加工施設の敷地内に進入する際には、消毒場所で運搬に使用した車両のタイヤ、タイヤハウス、荷台等を十分に消毒する。
- 床面等に接触しないように捕獲個体を引き渡す。
- 搬入者が施設内に持ち込む場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、衣服、長靴等の洗浄・消毒を徹底する。
- 施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗浄・消毒する。

III 受入れから内臓の摘出までの取扱い

次により対応する。

III-1 受入れの判断

- 1頭ごとに異常の有無を確認し、捕獲時の状況も踏まえ総合的に判断する。
- 異常が認められた場合は、受け入れることなく適切に廃棄する。
- 使用した機械器具等を洗浄・消毒する。

III-2 個体管理

- 個体ごとの管理番号をつける等により捕獲及び運搬時の記録と紐付けることが出来るようにする。

III-3 個体の洗浄

- 泥等による体表の汚染が著しい個体は、処理加工施設への搬入前に（可能であれば搬入口で懸吊し）、飲用適の流水を用いて体表を十分に洗浄する。

III-4 放血

- 放血した血液による生体及び他の個体の汚染を防ぐ。
- 手指や手袋が血液等で汚染された場合は、その都度洗浄・消毒する。
- 個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。

III-5 剥皮

- 獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、ナイフを

消毒し、ナイフの刃を手前に向けて、皮を内側から外側に切開する。

- 個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。

III-6 内臓の摘出

- 手指が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒する。
- 個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。
- 豚熱ウイルスが蓄積しやすい頭部や内臓は、適切に廃棄する。

IV 豚熱検査結果が判明するまでの一時保管方法

食品衛生の観点から、一次処理室において剥皮・内臓摘出した個体を、保冷库に搬入し、豚熱判定結果が判明するまで一時保管する。

A 個体ごとに包装する場合のジビエ利用の方法（A方式）

- 1頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出ることがなく、他の個体に直接接触しないように、個体全体を合成樹脂製の袋等で包装し、紐等を使って開口部を閉じる。
- 包材外面は汚染しないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒する。
- 包材は清潔な場所で保管する。
- 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。
- 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。
- 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管する。
- 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させない。
- 豚熱陰性結果が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出する。
- 一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、豚熱陽性個体を包装された状態で適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行う。

B 個体ごとに包装しない場合のジビエ利用の方法（B方式）

- 施設外の保冷库で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬する。

- 台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用する。
- 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。
- 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。
- 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管する。
- 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させない。
- 施設内の保冷库を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わない。
- 一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り、搬出する。
- 一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1個体でも陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行う。

C 解体・加工・真空包装等まで行った上で、一時保管した場合のジビエ利用の方法（C方式）

- 処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、奈良県野生鳥獣肉の衛生管理ガイドラインに従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施する。
- 一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷しない。
- 豚熱陽性が確認された場合は、一時保管中の全ての真空包装等された製品、解体・加工等作業途中の個体等、施設の一時保管庫までに存在する全ての野生いのししに由来する物品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行う。
ただし、捕獲個体1頭ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合は、豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行う。
- 廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わない。

V 解体・加工から出荷までの取扱い

次により対応する。

- IVのA及びBのジビエ利用の方法において、豚熱陰性個体として、一時保管庫からの搬出が認められたものについては、奈良県野生鳥獣肉の衛生管理ガイドラインに基づき、適切に処理の上、出荷する。
- IVのCのジビエ利用の方法において、豚熱陽性が確認された場合、既に出荷が認められた製品を含めて、一時保管庫内の全ての製品は廃棄する必要があることから、出荷が認められた製品については、計画的に一時保管庫から別の出荷専用の保冷库に移動させる等、管理する。

申請者及び処理加工施設の概要【記載例】

【申請者概要】	
氏名又は名称	株式会社●●●●
住所	〒●●●●-●●●● ●●市●●●●
代表者職・氏名	代表取締役社長 ●● ●●
担当者職・氏名	営業部長 ●● ●●
連絡先 (E-mail は検査結果等の通知の連絡先となります)	TEL ●●●●-●●●●-●●●●
	FAX ●●●●-●●●●-●●●●
	E-mail ●●●●@●●●●●●
【処理加工施設概要】	
処理加工施設の名称	●●●●獣肉処理施設
処理加工施設の所在地	〒●●●●-●●●● ●●市●●●●
処理加工施設の敷地面積	●●m ²
年間計画野生いのしし処理頭数	●●頭
過去5年間の野生いのしし処理頭数実績(年度締め)	令和元年度:●頭、令和2年度:●頭、令和3年度:●頭 令和4年度:●頭、令和5年度:●頭
主な受入時期	●月~●月
主な受入地域	●●市●●地区
食品衛生法許可取得年月日	令和●年●月●日
豚熱陽性個体の廃棄方法	・産廃業者(株式会社●●)に引き渡し、焼却処分(処分場:●●●●)する

検査結果等の通知の連絡先となりますので確実に連絡のとれるアドレスとしてください

受入個体が陽性だった場合の処分方法を具体的に記載してください。

様式第2号

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

承認書

年 月 日付けで申請のあったことについて、豚熱感染確認区域における野生いのししのジビエ利用に係る豚熱検査実施要領第5条の規定により、下記の処理加工施設において、豚熱感染確認区域で捕獲された野生いのししのうち、遺伝子検出検査により豚熱陰性が確認された個体についてジビエ利用することを承認します。

事業者等の名称

処理加工施設の名称 _____

処理加工施設の所在地 _____

承認期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

様式第3号

変更事項（廃止）届出書

年 月 日

奈良県知事 様

届出者 住 所
(法人、組織にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、組織にあつては、名称及び代表者の氏名)

豚熱感染確認区域における野生いのししのジビエ利用に係る豚熱検査実施要領第6条第1項(第2項)の規定により、年 月 日付け第 号により承認を受けた豚熱感染確認区域内野生いのししのジビエ利用に係る処理加工施設について、下記のとおり変更(廃止)を届け出ます。

記

- 1 事業者等住所
- 2 事業者等氏名または名称
- 3 処理加工施設名称
- 4 処理加工施設所在地
- 5 変更事項及び内容(廃止理由)
- 6 変更(廃止)年月日

※ 添付書類 変更に係る書類(変更前後の内容がわかるもの)
承認書(様式第2号)

様式第4号

第 号
年 月 日

様

奈良県知事

承認取消通知書

豚熱感染確認区域における野生いのししのジビエ利用に係る豚熱検査実施要領第8条第2項の規定により、年 月 日付け第 号により承認を受けた豚熱感染確認区域内野生いのししのジビエ利用に係る処理加工施設について、下記の理由により承認を取り消したので通知します。

記

理 由

様式第5号

ジビエ利用予定の野生いのししの情報

- 捕獲者氏名 ()
- 発見日 (令和 年 月 日)
- わなの種類 (くくりわな、箱わな、囲いわな、手捕り、銃、その他)
- 発見場所
- ・ 住所 ()
 - ・ 経度・緯度 →または地図の添付 ()
- 成長区分 (成獣 or 幼獣)
- 性別 (雄 or 雌)
- 体長 (c m) ※推定で可 () c m
- 体重 (k g) ※推定で可 () k g
- ジビエ処理加工施設情報
- 加工施設名 ()
- 住所 ()
- 電話番号 ()
- ジビエの利用方法
- (販売・配布 or 自家消費 or その他 ())

(参考) 提出資料等 一覧

- ① 血液
- ② 様式第5号
- ③ 捕獲された野生いのししの写真
- ④ 地図 (緯度経度が分かる場合は不要)

様

奈良県知事

捕獲野生鳥獣の新規受け入れ中止及び消毒等措置指示書

豚熱感染確認区域における野生いのししのジビエ利用に係る豚熱検査実施要領第12条第1項の規定により、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和3年（2021年）4月制定農林水産省農村振興局・消費・安全局）に従い、捕獲野生鳥獣の新規受け入れの中止、陽性個体に由来する物品及び当該物品と接触し、又は接触したおそれのある物品の廃棄並びに施設・備品等の消毒等の措置を指示します。

下記のとおり廃棄及び消毒等の措置を適切に実施し、完了した際は消毒等措置完了報告書（様式第7号）により報告してください。

記

- 1 新規受け入れ中止及び消毒等措置対象
対象は下記に付随する施設・設備とする。

処理加工施設名称

処理加工施設所在地

- 2 陽性個体等の搬出、焼却等の措置内容

- (1) 搬出方法

(A方式（個体ごとに包装））

- ・一時保管庫から豚熱陽性が確認された個体を適切に搬出

(B方式（個体ごとに包装しない））

- ・一時保管庫の全個体を適切に搬出

(C方式(解体・加工・真空包装))

- ・一時保管中の全ての製品、作業途中の個体など、全ての野生いのししを適切に搬出。ただし、捕獲個体ごとに一連の作業工程が独立して実施され、製品の一時保管時に確実に区分管理がされ、かつ捕獲個体ごとに処理経路全体の消毒が実施される場合には、豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄

(2) 密閉方法

厚手の合成樹脂製の袋(2重)又は密閉容器封入

3 消毒方法等

(1) 方法

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」(令和3年(2021年)4月制定農林水産省農村振興局・消費・安全局)又は「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」(令和2年(2020)年3月制定環境省・農林水産省)に基づく熱湯処理又は規定の希釈濃度の消毒液により消毒すること。

(2) 対象

- ・陽性個体の廃棄物の袋、容器
- ・専用の服、手袋等
- ・長靴
- ・ナイフ等器具
- ・その他機械器具(棚、クレーン等)
- ・施設(一時保管庫、各処理室等の床、壁等)

4 その他

消毒等措置完了報告書

年 月 日

様

申請者 住 所
(法人、組織にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、組織にあつては、名称及び代表者の氏名)

豚熱感染確認区域における野生いのししのジビエ利用に係る豚熱検査実施要領第12条第3項の規定により、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」(令和3年(2021年)4月制定農林水産省農村振興局・消費・安全局)に従い、陽性個体に由来する物品及び当該物品と接触し、又は接触したおそれのある物品の廃棄並びに施設・備品等の消毒等の措置を下記のとおり適切に実施し、完了したため報告します。

※実施した項目に☑を付け、記入が必要な項目については内容を記載すること

記

1 陽性個体等の搬出、焼却等の措置

(1) 搬出方法

(A方式(個体ごとに包装))

一時保管庫から豚熱陽性が確認された個体を適切に搬出

(B方式(個体ごとに包装しない))

一時保管庫の全個体を適切に搬出

(C方式(解体・加工・真空包装))

一時保管中の全ての製品、作業途中の個体など、全ての野生いのししを適切に搬出。ただし、捕獲個体ごとに一連の作業工程が独立して実施され、製品の一時保管時に確実に区分管理がされ、かつ捕獲個体ごとに処理経路全体の消毒が実施される場合には、豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄

(2) 搬出日あるいは焼却日：令和 年 月 日

(3) 密閉方法

厚手の合成樹脂製の袋（2重）

密閉容器

(4) 袋・容器の消毒方法：2の②に記載のこと

2 消毒実施者及び方法等

(1) 実施者： 事業者（実施者名： ）

委託業者（業者名： ）

(2) 消毒完了日時：令和 年 月 日 時 分

(3) 方法及び対象

①方 法

・逆性石けん液（薬剤名： 、希釈倍率：× ）

・熱湯（83℃以上）

・アルコール（薬剤名： ）

・その他

次亜塩素酸ナトリウム

（薬剤名： 、希釈倍率：× ）

過酢酸製剤

（薬剤名： 、希釈倍率：× ）

その他

（薬剤名： 、希釈倍率：× ）

②対 象（該当するものに☑、複数選択可）

	逆性石けん液	熱湯	アルコール	その他	廃棄
陽性個体の廃棄物の袋、容器	<input type="checkbox"/>				
専用の服、手袋等	<input type="checkbox"/>				
長靴	<input type="checkbox"/>				
ナイフ等器具	<input type="checkbox"/>				
その他機械器具 （棚、クレーン等）	<input type="checkbox"/>				
施設 （一時保管庫、各処理室等の床、壁等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

③その他実施した措置

3 陽性個体等の廃棄に係る根拠資料

(1) 添付資料一覧

(2) 添付欄

--